

埼玉県での豚コレラ発生に伴う

山梨県豚コレラ防疫対策本部

次 第

日 時：令和元年9月13日（金）19:05～

場 所：防災新館412会議室

1 開 会

2 議 事

（1）豚コレラについて

（2）今回の経緯及び予定について

（3）豚コレラの検査結果について

（4）今後の対応（案）について

（5）その他

3 知事からの指示事項

4 閉 会

1 豚コレラについて

豚コレラウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴です。

感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で重篤な疾病とされています。

豚コレラは、豚やイノシシの病気であって人に感染することはない、仮に豚コレラにかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

2 経緯及び予定

9月12日(木)

- 10:50 ○食肉衛生検査所から東部家畜保健衛生所に連絡
- ・9月11日に(株)山梨食肉流通センターに県外から出荷された豚の1頭が繋留場内でへい死。
 - ・他の豚は臨床症状が無いことから食肉処理を行ったが、食肉衛生検査所のと畜検査において、3頭の皮膚や内臓に異常所見が認められ、保留された。
- 12:25 ○東部家畜保健衛生所において、へい死した1個体について病性鑑定を実施し採材(保留された3頭からも採材)
- 23:37 ○PCR検査 陽性(4頭中4頭)
- 23:40 ○県外の出荷元農場における立入検査等を開始

9月13日(金)

- 1:57 ○検体を国の農研機構動物衛生研究部門(小平市)へ搬入
- 15:00 ○【非公開】県対策本部幹事会開催
(幹事長:農政部次長)
- 18:30 ○動物衛生研究部門(小平市)検査結果等による国の豚コレラ確定

3 豚コレラの検査結果

1. 発生農場の概要

所在地：埼玉県秩父市

飼養状況：678頭

2. 結果

笛吹市にある（株）山梨食肉流通センターにおいて埼玉県から出荷された豚について豚コレラを疑う異常を呈する事例が発生し、病性鑑定を行った結果、本日（9月13日）、豚コレラの患畜であると判明した。

また、埼玉県の農場の飼養豚について疑似患畜であることが判明した。

4 今後の対応（案）について

次の対策を講じるとともに、追加対策の予算について検討していく。

（1）山梨食肉流通センターの対応について

① 9月12日に処理加工された豚枝肉の埋却処分等

② 繋留場所やと畜解体ライン等の消毒

（2）食肉流通センターの再開について

現在と畜解体業務を停止しているが、国の定める衛生管理マニュアル遵守等に基づく手続きを進め、早期の再開を目指す。

（3）監視対象農場の設定

発生農場と同じ日に豚を搬入した県内の養豚農場を監視対象とし、臨床検査及びモニタリング検査を実施するとともに、当該農家に対し当面の間の移動自粛を要請。

（4）消毒ポイントの設置

食肉流通センターの再開後、28日間半径1km以内に消毒ポイントを2箇所設置し、畜産関係車両の消毒徹底に努める。

（5）県内農場の防疫対策の強化

- ・早期発見・早期通報の強化
- ・人や車の消毒の徹底
- ・養豚農場へのイノシシ侵入防止対策の徹底

（6）野生イノシシの監視体制の強化

- ・死亡野生イノシシの調査

（7）風評被害対策

- ・県民への正確な情報の周知
- ・県HP等による情報発信